

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年4月24日

新潟県教育委員会
教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>（子の看護等休暇）</p> <p>第11条の3 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情（以下「<u>事実婚関係等</u>」という。）にある者（新潟県パートナーシップ制度実施要綱の規定による有効な「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」（他の自治体の類似制度によるものを含む。）の交付を受けている場合を含む。）の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、採用期間に応じ次のとおり忌引休暇をとることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採用期間が1月以上である者（更新等により通算の採用期間が1月以上となる者を含む。）は、当該職員の親族等（下表の親族等に限る。）が死亡した場合に2日以内で必要と認める期間について忌引休暇をとることができる。</p> <p>なお、取得単位は日とし、取得期間は葬儀の日を含む2日間とする。</p>		<p>（子の看護等休暇）</p> <p>第11条の3 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の<u>教育若しくは入園、卒園又は入学の式典</u>その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、採用期間に応じ次のとおり忌引休暇をとることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採用期間が1月以上である者（更新等により通算の採用期間が1月以上となる者を含む。）は、当該職員の親族（下表の親族に限る。）が死亡した場合に2日以内で必要と認める期間について忌引休暇をとることができる。</p> <p>なお、取得単位は日とし、取得期間は葬儀の日を含む2日間とする。</p>	
対象親族等	<p>配偶者（<u>事実婚関係等にある者を含む。</u>）</p> <p>父母</p> <p>子</p> <p>祖父母</p> <p>兄弟姉妹</p>	対象親族	<p>配偶者</p> <p>父母</p> <p>子</p> <p>祖父母</p> <p>兄弟姉妹</p>

	配偶者の父母 配偶者の祖父母（生計を一にする場合に限る。）		配偶者の父母 配偶者の祖父母（生計を一にする場合に限る）
--	----------------------------------	--	---------------------------------